

2015年度 同志社大学大学院司法研究科 転入学試験（Cコース）

刑 法

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。摩擦熱等により文字を消すことができるペンの使用は認めるが、意図せず文字が消える可能性があることを承知の上で使用すること。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、3枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

転入学試験問題（Cコース） 法律科目試験

（刑 法）

次の【設例】を読んで、XとYの罪責について論じなさい（ただし、特別法上の罪を除く。）。(配点：100点)

【設例】

X（男性）とY（男性）は、知人のA（女性）に対し、わいせつ行為を行おうと決意し、ある日の午前1時ころ、それぞれ自転車に乗ってA宅に赴いた。A宅の窓が施錠されていなかったため、XとYは、窓からA宅に押し入った。XとYは、寝室において就寝中のAの顔面にガムテープをはり、目隠しをした後、Aの衣服を脱がそうとした。すると、Aが目を覚まし、XとYに対して懸命に抵抗したことから、XがAを押さえつけている間に、Yがあらかじめ用意していたロープでAの両手首を後ろ手に縛り、身動きが困難な状態にした。

XとYは、協力してAの衣服を脱がし、まず、XがAにわいせつ行為を行った。その後、YがAの上に馬乗りになり、Aにわいせつ行為を開始した。すると、Aが動かなくなったことから、XとYは、Aが気絶したと思い、驚いたが、わいせつ行為を続けることにした。実際には、Aは、気絶しておらず、「犯人たちは、自分が気絶したと思えば、わいせつ行為を止めるかもしれない」と思って、気絶したふりをしているだけだった。

Yがわいせつ行為を行っている間、Xは、Aの財布が寝室のテーブルに置かれているのを発見し、財布の中を見ると、現金10万円が入っていた。金に困っていたXは、Aが気絶している間にその財布を持ち去ることとし、Yにも気づかれないように、こっそりその財布を自分の上着のポケットに入れた。その間、Yは、Aの上に馬乗りになってわいせつ行為を行っており、Xが財布を奪ったことには気づかなかった。一方、Aは、XがAの財布を上着に入れたことを認識していたが、Yに馬乗りになられて動けなかった上、恐怖のあまり抵抗することができず、引き続き気絶しているふりをしていた。

同日午前1時30分ころ、わいせつ行為を終わらせたXとYは、A宅から逃走することにし、A宅の玄関から出ようとした。そこに、偶然、Aの兄であるBが原動機付自転車に乗ってA宅を訪れ、玄関先でXとYと鉢合わせになった。Aは、Bに向かって、「その人たち、泥棒よ。捕まえて」と叫んだ。XとYは、慌ててそれぞれ自転車に乗って逃走した。Bは、A宅に入り、Aの無事を確認した後、原動機付自転車に乗ってXとYを追跡した。

Yは、自転車で逃走しながら、「Aは『泥棒』って言ってたぞ。お前、何か盗んだの

2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

転入学試験問題（Cコース） 法律科目試験

（刑 法）

か」とXに尋ねた。Xが、「実は、Aの財布を盗んだんだ」と答えたため、Yは、「そんなこと予定になかったら。何やってんだ」と言った。

同日午前1時50分ころ、XとYは、A宅から約1キロメートル離れた地点でBに追いつかれそうになった。そこで、XとYが別々の方向に逃走したところ、Bは、Xの方を追跡し、自分の乗っている原動機付自転車をXの自転車に衝突させ、Xを転倒させた。Bは、原動機付自転車を降りてXの腕をつかみ、「盗んだ物を返せ」と言った。Xは、体格の良いBに腕をつかまれて観念し、Aの財布をBに渡した。Bは、「ほら、警察に行くぞ」と言ってXの腕を引っ張って警察に連れて行こうとした。

そこに、Xを探していたYがやって来たため、Xは、Yに対し、「助けてくれ」と叫んだ。Yは、Xとともに逃走するためにはBに傷害を負わせても仕方ないと思い、Xと意思を通じ、携帯していた刃渡り約15センチメートルのナイフでBに切りかかり、Bの近くでナイフを何度も振り回した。Bはこれを避け、負傷はしなかったが、XとYは、Bがひるんでいる間に自転車で逃走した。